

学生が活用可能な支援策について【抜粋】 (令和3年1月29日時点)

●日本学生支援機構の貸与型奨学金【幅広い世帯の方】

○概要：日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与月額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査を行います。家計急変の対象とならない方についても、在学採用に申込みすることができます。第一種奨学金は月額2～6.4万円（自宅・自宅外、学校種ごとで貸与月額は異なります。）、第二種奨学金は月額2～12万円（貸与利率：[利率見直し方式]0.002%、[利率固定方式]0.157%（令和2年12月貸与終了者の場合）から貸与月額を選択できます。「①高等教育の修学支援新制度」よりも幅広い所得の世帯の方が対象となり、対象となり得るかどうかの見込みは、進学資金シミュレーターで確認することができます。なお、入学時に、希望により入学後第一回目の振込時にまとまった金額（10万円～50万円）の貸与（入学時特別増額）を申請することもできます。

○申込時期：在学採用（4月～6月）、家計急変の採用（随時）

※第二種（有利子）奨学金については、秋募集も実施しています。

○申込先：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

○問合せ先：各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）

※文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

●緊急特別無利子貸与型奨学金【アルバイト収入減の方】

○概要：今般、アルバイト収入の大幅減少により修学が困難になっている学生等が緊急的に新たに奨学金の貸与を希望する場合に、実質無利子で貸し付けを行う「緊急特別無利子貸与型奨学金」について、令和2年7月までの募集締め切りとしていたところ、再募集を実施し、令和3年1月から3月末までの期間支援します。

○申込時期：令和2年12月11日付 学支企第606号の日本学生支援機構の通知をご確認ください。

※1月29日現在、各大学等からの推薦受付を終了していますが、やむを得ない事情により貸与を希望する学生等がいた場合は、日本学生支援機構までご相談ください。

○申込先：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

○問合せ先：各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）

※文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

●有利子奨学金の貸与期間延長【就職が決まっていない方】

- 概要：新型コロナウイルス感染症の影響等による内定取消等で、やむを得ず、令和3年度も大学等に在籍する学生等に対して、緊急支援として、修業年限を超えて第二種（有利子）奨学金の貸与期間を最大1年間延長します。また、新規申込みも可能となっています。
- 申込時期：令和2年12月11日付 学支企第606号の日本学生支援機構の通知をご確認ください。
※1月29日現在、各大学等からの推薦受付を終了していますが、令和3年度の在学採用において新規で推薦を受け付ける予定です。詳細は、後日、日本学生支援機構から通知されますので、ご確認ください。
- 申込先：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）
- 問合せ先：各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）
※文部科学省ホームページ
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html)

●休学中の者への有利子奨学金の継続貸与【休学中にボランティア活動等に参加する方】

- 概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学等を休学してボランティア活動に参加する等、学びの複線化を理由に休学する学生等に対して、通常休学期間は奨学金の貸与は認められないところ、特例として第二種（有利子）奨学金について貸与を休止せず、最大1年間貸与を継続します。また、新規申込みも可能となっています。
- 申込時期：令和2年12月11日付 学支企第606号の日本学生支援機構の通知をご確認ください。
※1月29日現在、各大学等からの推薦受付を終了していますが、令和3年4月以降の活動の取り扱いについては、後日、日本学生支援機構から通知されますので、ご確認ください。
- 申込先：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）
- 問合せ先：各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）
※文部科学省ホームページ
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html)

●自治体独自の奨学金や民間奨学金等【制度等により異なる】

- 概要：自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。また、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もあります。（こうした支援については、日本学生支援機構のWeb ページでも一部紹介しています。）
- 問合せ先：各大学等の窓口や自治体の窓口
日本学生支援機構ホームページ 「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」
(https://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html)